

セッション 3

クロスボーダー倒産 – 仮定事例をもとに

1 貴国においては、外国裁判所の判決を承認する手続がありますか？もしそうである場合、貴国の裁判所が外国倒産手続を承認する別個の手続がありますか？その承認をする場合、それぞれの裁判所がその承認をするに関して貴国と米国における条約が存在することが必要ですか？

日本では、民事訴訟法 118 条の要件を満たしさえすれば、特別の手続を経ることなく、外国裁判所の判決は当然に日本国内において効力を有することになります。これを外国判決の「自動承認」といいます。

この外国判決の承認の要件についてですが、まず一つ目に、外国裁判所の確定判決であることが必要とされています（民訴 118 柱書）。この外国裁判所の確定判決とは、外国の裁判所が、名称、手続、形式の如何を問わず、私法上の法律関係について、当事者双方の手続的保障を尽くしたうえで終局的になされた裁判をいうとされています。

次に、判決を行った外国裁判所が裁判管轄権を有することが必要とされています（民訴 118①）。日本には、この国際的な裁判管轄権について直接規定した法令はありませんが、当事者間の公平、裁判の適正・迅速といった理念により、条理に従って決定するものとされています。具体的には、日本の民事訴訟法が定める管轄の規定を基本に、個々の事案における具体的事情を踏まえて、その外国判決を承認するのが適当か否かという観点から条理に照らして判断すべきとされています。

三つ目に、敗訴した被告に対して適切に送達がなされたことが必要です（民訴 118②）。適切な送達というためには、被告の防御権の行使に支障がない方法でなされたことが必要とされています。判決を行った国と日本とが司法共助に関する条約を締結している場合には、その条約の定める方法によって送達が行われなければなりません。ただし、被告の応訴があった場合には、送達がなくとも防御権に支障はなかったものとして取り扱われます。

四つ目に、外国判決の内容と手続が日本の公序に反しないことが必要です（民訴 118③）。公序には、判決内容についての公序である実体的公序と、判決手続についての公序である手続的公序がありますが、日本の民事訴訟法はこの双方に反しないことを要求しています。例えば、米国の懲罰的損害賠償は、日本の損害賠償制度の基本原則と相容れず、公序に反すると考えられています。

最後に、判決を行った国との間に相互の保証があることが必要です（民訴 118④）。相互の保証とは、判決を行った国が、日本が承認を行うのと同様の条件で、日本の判決を承認することを法的に保証している状態をいいます。この相互の保証の有無の判断は、判決を行った国における承認の要件が、日本の民事訴訟法に定められた承認の条件と重要な点で異なるか、によって決せられます。

設例に戻りますが、米国の判決手続について日本で承認されるためには、日本と米国との間に条約が存在することまでは必要とされていませんが、相互の保証が存在することが要求されています。そして、この相互の保証に関し、カリフォルニア州、ニューヨーク州などいくつかの州の判決については、過去の裁判例によって承認が認められているようです。

以上の外国判決の承認の制度とは別個に、日本では、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」（省略して「承認援助法」といいます。）という特別の法律によって、外国倒産手続を承認する手続が定められています。

この承認援助手続では、外国の倒産手続について、日本の裁判所の決定によって承認をするという

スキームを採用しています。ただし、この「承認」自体に外国倒産手続の効力を拡張したり、効力を修正して受け入れたりするような実質的な効果が認められているわけではありません。この承認は、裁判所による「援助処分」と呼ばれる各種処分の基礎となるものであり、援助処分を受けうる適格を確認するための裁判に過ぎません。これを例えて、手続の入口段階の入場券を与えるようなもの、と言われたりもします。

実際の承認援助手続は、この承認決定によって開始し、これに引き続いて、国内の倒産手続の開始決定の効果に類似した様々な援助処分（具体的には強制執行・訴訟手続等の中止命令、処分・弁済の禁止、担保権実行・強制執行の禁止、債務者の財産処分に対する要許可処分、管理命令といった処分）を裁判所が発令することによって手続が進行し、最終的には承認の取消しによって承認援助の手続が終了する、ということになります。この承認援助手続は、外国の倒産手続に完全に付随するものであって、その手続の中には、債権者に対する配当とか弁済計画の策定などの手続は含まれておらず、これらはすべて外国の倒産手続に委ねているという特徴があります。このような承認の制度は、UNCITRALのモデル法と基本的に同じものであると理解しています。

それでは次に、外国倒産手続の承認の要件をご紹介します。

まず、倒産手続が申し立てられている国に、国際倒産管轄が認められる必要があります。この点について、承認援助法は、外国倒産処理手続が申し立てられている国に、債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを求めています（援助法 17 I）。このような国際倒産管轄が承認の要件とされているのは、日本の裁判所が援助処分をする前提として、外国手続と債務者との間に一定の関連性があることを求め、関連性の薄い手続を援助の対象から除外しようとしたことが理由となっています。

このほかに、承認援助法は、承認申立が棄却される事由をいくつか定めています。第一に、費用の予納がない場合には申立が棄却されます。第二に、外国倒産手続の効力が国内財産に及ばないことが明らかな場合にも申立は棄却されます。これは、外国倒産手続があえてその国に所在する財産にしかその効力を認めていない場合に、日本の裁判所が援助をする必要がないからです。第三に、援助の処分をすることが日本の公序良俗違反となることが明らかな場合にも、承認申立は棄却されます。この公序の要件は、先に述べた外国判決の承認の要件と同一のものです。外国の倒産処理手続自体の公序良俗違反を問題にするのではなく、それについて援助処分をすることが、日本の法秩序からみて受け入れがたい結果を招く場合には、やはりそのような承認を容認することはできないという要件になっています。第四に、援助の処分をする必要がないことが明らかな場合にも申立は棄却されます。先ほど述べたとおり、外国倒産手続の承認は、その後の援助処分の基礎となるものですが、その援助処分をする必要がないことが明らかであるのに承認をする必要はないことから申立を棄却するとされたものです。以上に加えて、第五に、外国管財人には承認援助の申立にともなって、外国倒産手続の状況を日本の裁判所に報告しなければならないのですが、この報告義務違反がある場合には申立が棄却されます。最後に、濫用的な申立を避けるためのバスケット条項として、申立が不当な目的でなされたこと、その他不誠実になされたことが明らかである場合にも、その申立は棄却されると規定されています。

設例に戻りますと、このように、米国の倒産手続について日本で承認を得るためには、日本と米国

との間に条約が存在することは必要とされていません。また、外国判決の承認制度とは異なり、日本と米国との間の相互の保証も要求されていません。これは、相互の保証を要求することで却って法的安定性を損なう結果となることや、日本の裁判所に外国の承認制度の調査や検討の負担をかけないということ、また、国際協調の理念を徹底するとうこと等の理由に基づく措置であると言われてしています。UNCITRAL のモデル法でも、相互の保証は排除されていますので、この点歩調を合わせているということになります。

2 貴国の裁判所は、C1 の D に対する債権にもとづき、倒産手続の開始を申立てることを承認する決定を言渡しますか。

C1 は、日本において、債権者による破産手続開始の申立を行っています。日本の破産法上、債権者が破産手続開始の申立てをするときには、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならないと規定されています（破産 18 II）。

C1 の有する債権は、米国で免責決定を受けたものですので、設例については、米国の倒産手続による免責の決定が、日本国内でどのような手続を経て、どのような効力を有するのか、という点について検討する必要があります。

日本では、2000 年に、外国倒産手続の日本国内における効力について規定した「承認援助法」が制定され、また破産法その他の各倒産法に国際倒産の関連規定が整備されました。この立法以前は、日本の破産法上、外国で行われている倒産手続は、日本国内で効力が認められないという解釈が通説的な見解でした（旧破産 3 II 参照）。この設例がそのころの事案であったなら、米国のチャプター 11 に基づく免責決定の効力も、日本国内には及ばなかったはずです。

しかしながら、2000 年に外国倒産手続に関する規定が整備された結果、外国倒産手続の効力が日本国内に及ぶこと自体を否定する理由はなくなったという見解が通説となりました。もちろん、外国の倒産手続における免責決定についても、その効力が日本国内に及ぶものと考えられます。ただ、日本の法令上、このような外国の倒産手続の免除の効果がどのようにして日本国内に及ぶのかという点についての明文の規定がありません。設例のように、米国のチャプター 11 に基づく免責決定について、日本で効力が認められるためにはどのような手続が必要か、という点については解釈が分かれている状況です。

この点、まず一つ目の見解は、先ほどご紹介しました、承認援助法に基づく外国倒産手続の承認の制度を利用するというものです。ただ、残念ながら、先ほどご説明したとおり、承認援助法における承認には実質的な効力が認められていませんので、承認の裁判がなされたことそれ自体を理由として、外国の倒産手続における免責の効力が日本国内に及ぶとは言えません。また、承認援助法には、外国の倒産手続における免責の効力を日本に及ぼすという内容の援助処分は用意されておらず、具体的にどのような手続を経れば免責の効力を認めることができるかは不明であると言わざるを得ません。

そこで、二つ目の見解として、日本の民事訴訟法に規定された外国判決の承認の制度に従うというものがあります。この見解によれば、外国倒産手続における免除の決定が、①確定した判決であり、②裁判管轄が存在し、③適切な送達によって被告の防御権が確保されており、④公序に反せず、⑤相互の保証があるという、民事訴訟法に規定された要件をすべて満たしていれば、特別の手続を要せず日本国内において効力が認められるということになります。これが現在の日本における通説的な見解かと思えます。この二つ目の見解に従って、設例について見てみると、C1 は米国のチャプター 11 手続が開始したことを知りつつ債権届出を行わず免責されたということですので、その際に適切な「送達」

があったといえるかという点が問題となりそうです。

実は、この点について実際に問題が生じた事案として、日本で2007年に会社更生手続の申し立てをした麻布建物のケースがあります。同社は、有名なハワイにあるハイアット・リージェンシー・ワイキキというホテルを所有していた会社ですが、日本のバブル崩壊に伴って、2005年に米国でチャプター11手続を申し立てました。同社は日本国内にも相当な預貯金を有していたということで、日本でオートマティック・ステイの効果を得るべく、援助処分の申立がなされたのですが、その後に策定された米国の再建計画案の効力が日本に及ぶのかという点について疑問が生じたため、承認援助手続を取上げて、最終的に日本でも会社更生手続を申し立てました。

外国倒産手続における免責の効力は民事訴訟法118条の外国判決の承認の制度に従う、という先ほどの二つ目の見解に従えば、麻布建物のケースについても、日本で米国にチャプター11手続による免責の効力が認められるといえそうです。ただ、米国のチャプター11手続では、債権者に対して送達条約に基づく送達が行われたわけではありません。これは、迅速な処理が要求される倒産手続であれば当然ともいえることなのですが、この点で、日本の民事訴訟法118条で要求されている適切な送達があったのかという点に疑義が生じたというわけです。

外国倒産手続における債権者への通知が、日本の民事訴訟法118条の「送達」要件を満たすかどうかという点についての判断はその後も出ていないようですので、日本において確実に外国倒産手続における免責の効力を得ようとするれば、別途日本の倒産手続を申し立てないといけないという状況は変わっていないのではないかと思います。

なお、設例についてですが、仮に日本の民事訴訟法で要求されている適切な送達が行われたものと認められれば、C1は破産手続の申立に必要な債権を有しておらず、申立の権限を有していないということになりますので、破産手続開始の申立は却下されると考えられます。

3 Dに対するチャプター11手続の管財人やDIP（占有を継続する債務者）が、貴国におけるDに対する倒産手続に、利害関係人として参加するためには、別途裁判所の判決が必要ですか？

外国管財人による国内倒産手続への参加については、破産法、民事再生法、会社更生法のそれぞれに国際倒産関連の規定があります。この規定に従えば、外国管財人は別途裁判所の判決等を得ることなく、日本で行われるDに対する倒産手続に様々な形で参加することが可能です。以下、具体的にご説明したいと思います。

まず、日本の破産法上、外国管財人は国内倒産手続開始の申立をすることができる権限を有しています。ただ、設例はすでに日本でDの破産手続が開始された後の話だと思しますので、この点には触れずに先に進むことにします。

次に、外国管財人は、国内倒産手続において、債権者集会に出席して、意見を陳述するという権限があります。この権限を得るために、特別に裁判所の判決等は必要ありません。これは、外国管財人に対して国内の債権者と同じ地位を与えようという趣旨で規定されたものです。つまり、外国管財人が、外国手続に参加している債権者を包括的に代表する者として、債権者集会で情報を収集したり、日本の手続と外国の手続との間で円滑な調整を図ったりすることが目的とされているわけです。

この外国管財人の範囲ですが、国内倒産手続の申立とは関係のない、つまり、自ら日本で国内倒産手続を申し立てたのではない外国管財人であっても、その手続において開催される債権者集会へ参加することができるかとされています。

また、再建型の倒産手続においては、外国管財人は、独自に再建計画の提出をする権限が認められています。もちろん、通常は国内手続の管財人らが再建計画を作成することになりますが、国内の管財人と外国管財人の意見が食い違ったりした場合には、外国管財人にも独自に計画案を提出する権限を認めらうと、最終的な計画案の採否は債権者に委ねるのが適当であろうと考えられた規定です。なお、債権者集会への出席や、再建計画の提出といった外国管財人の権限が十分確保されるよう、日本の法令上、例えば債権届出期間や債権者集会の期日が記載された文書など、重要な手続上の文書について、外国管財人に対しても送達すべきであるということが規定されています。

以上に加えて、外国管財人には、国内の倒産手続に対して債権届出を行い、参加をするという権限が認められています。この権限に関しても、特別な裁判所の判決等は必要ありません。これも、外国管財人を外国債権者の包括的な代表として取り扱い、外国債権者のために国内手続に参加してもらおうという趣旨に基づく規定となります。具体的には、外国の倒産手続において届出を行っている総債権者のために、日本で行われている倒産手続において債権の届出を行ない、債権調査において異議を述べ、議決権の行使をし、配当を受領するという権限が、外国管財人に認められることとなります。

なお、外国管財人のこれらの権限は、外国法の下で認められている権限を日本においても行使しうるとしているだけですので、本国で認められていない権限まで外国管財人に認められるというわけで

はありませんのでご注意ください。

4 D に対するチャプター 1 1 手続の管財人や DIP (占有を継続する債務者) は、貴国に所在する D の財産の管理・処分権がありますか？ このような権利を行使するには、別途の裁判が必要ですか？ それとも (チャプター 1 1 手続の) 開始決定があれば十分ですか？

外国の倒産手続において外国管財人が選任されている場合でも、日本でその倒産手続の効力が自動的に承認されるということはありません。そのため、債務者は、日本に所在する財産の管理処分権を当然には失いません。

また、仮に、外国管財人によって承認援助の申立がなされており、承認の決定がなされていたとしても、「承認」自体には実質的な効果は何ら伴うものではありませんので、承認の裁判があったとしても、そのことによって日本国内に所在する D の財産について外国管財人の管理処分権が認められるということにはなりません。

ただし、DIP については、もともと日本でも財産の管理処分権を有していますので、外国において倒産手続を申し立てた場合であってもその権限を保有し続けることになり、日本で特別な手続を経なくとも財産の管理処分権を有しているものと解されます。

それでは、外国管財人が選任されている場合に、どのような手続を経て、その外国管財人が債務者の国内財産の管理処分権を取得するのかといいますと、まず日本で承認援助法に基づく承認の決定を受け、援助処分の一つとして用意されている「管理命令」の申立をし、かつ、その外国管財人自身が「承認管財人」として日本の裁判所によって選任されるという手続が必要になります。この管理命令と承認管財人についてご説明申し上げます。

承認援助法には、援助処分の一つとして「管理命令」というものが用意されています。これは、裁判所が、一人または数人の「承認管財人」を選任して (援助法 32 II)、その承認管財人が日本にある財産の管理処分を行うという処分です。

この承認管財人は、外国管財人その他の者であって、その職務を行うのに適したもののなかから選任しなければならないとされています (援助法 30 I)。実際には、①外国の倒産手続が DIP 型である場合には日本の弁護士が選任されるケースが多いでしょうし、②外国倒産手続に管財人がいる場合には、その外国管財人が選任されるケースと、③外国管財人はいるけれども日本の弁護士が選任されるケースの、いずれの場合もあり得ると考えられます。

このうち、外国管財人が存在する場合には、その外国管財人が承認管財人に選任されるケースが原則だと言われていますが、管理命令の実例自体が余りなく、裁判所でも定まった運用があるとは言えない状況ですので、可能性としては外国管財人がいるけれども日本の弁護士が承認管財人として選任されることもあると言わざるを得ません。外国管財人が、どうしても自らの権限をもって日本に所在する財産を管理処分したいと考え、日本の弁護士が承認管財人になることは何としても避けたいということであれば、外国管財人としては、並行倒産として日本で民事再生手続の申立を行ない、DIP 型の倒産手続を主体的に進めるという方法もあり得ると思われれます。

仮に、外国管財人が承認管財人として選任された場合には、承認管財人は裁判所の監督のもと、国

内財産の保全を行ない、外国手続との協調という承認援助手続の目的を達成するべく職務を行うこととなります。その権限は、日本国内の財産にのみ限定されますし、承認管財人が、国内財産の処分や国外への持ち出し、その他裁判所の指定する行為をするには都度日本の裁判所の許可を得る必要があるという点には留意が必要です。

5 貴国の裁判所は、米国のチャプター11手続と貴国の倒産手続を、どのように調和させていますか？

米国のチャプター11と日本の倒産手続が同時に進行する、いわゆる並行倒産の場面を想定して、日本の法令上、いくつかの調和のための規定が置かれています。

まず、第一に、日本で行われている倒産手続の管財人らは外国管財人に対して必要な協力及び情報提供を求めることができるとされています（破産 245、民再 207、会更 242）。逆に、管財人らは、外国管財人に対して必要な協力をし、情報を提供するよう努めなければならないとされています。これらの協力及び情報提供には、UNCITRAL モデル法で定められている内容とほとんど違いがありません。

このような協力や情報提供を求めるために、外国の倒産手続が日本で承認されている必要はありませんし、その他に特別な裁判所の判決等も必要ありません。ただし、このような協力関係が生じるのは、日本と外国とで同一の債務者について倒産手続が並行して係属していることが前提とされています。この点に関し、例えば米国親会社が日本に 100%子会社を有している場合に、親会社の管財人は子会社の管財人に情報提供を求め得ないのかといった問題が生じ得ます。これについては、親子会社など密接な関連を有する手続については、同一の債務者について並行倒産の状況にあるものと同視しうるのではないかという議論もありますが、解釈にも運用にも定まったところはありません。

また、このような協力や情報提供が行われるのは、それが日本で行われている倒産手続の適切な実施や、会社の再生又は更生のために必要な場合に限られるような規定ぶりになっていることから、その範囲が問題になり得ます。しかしながら、協力や情報提供の目的は柔軟に解釈すべきであり、管財人の広い裁量に委ねられていると一般には考えられています。

なお、この協力及び情報提供の義務は実質的な努力義務に留まっておりますので、管財人らがこの協力や情報提供をしないとしても、特に対応が悪質で管財人としての善管注意義務違反を問われるような状況でないかぎり、特に協力しないことや情報を提供しないこと自体が法的な効果をもたらすものではありません。ただ、内外の倒産手続の調和という観点からは、積極的な協力と情報提供が求められるということは間違いないものと思われます。

第二に、米国のチャプター11手続と日本の倒産手続とを調和させるものとして、手続開始原因の推定の規定があります（破産 17 等）。これは、破産手続開始申立のときに、すでに外国において破産開始決定がなされているような場合には、日本においても破産手続開始の原因が存在するものと推定するという規定です。

これによって、外国管財人が国内の倒産手続の開始を容易かつ迅速に行うことが可能となります。例えば、債務者の国内財産が外国に持ち出されてしまうことが予測されるような場合であるとか、その他、外国管財人が、日本における承認援助手続ではなくて、倒産手続を使って事業や財産の処理をしようと思った場合に、円滑に日本における倒産手続を開始できるという効果があります。

ただし、再建型の手続の開始原因は清算型の手続よりも緩やかであることが多いので、日本で破産手続の申立をしようとするれば、外国でも、より厳しい開始原因が要求される破産手続が開始されなければならないかもしれません。

第三に、外国倒産手続との調和のために、外国管財人には、国内倒産手続において一定の行為を行う権限が認められています。すでに述べたとおりと重複しますが、具体的には、国内倒産手続の申立権、債権者集会の出席及び意見陳述権、再建計画案の提出権、及び、一定の手続書面の送達を受ける権限などが外国管財人に対して認められています。

繰り返しになりますが、これらの規定は、外国管財人が、外国の倒産手続に参加している債権者を包括的に代表するものとして、日本国内の債権者に認められている権限と同等のものを認めるという趣旨に基づいています。

第四に、外国管財人と国内の管財人らには、相互の手続に対する参加権、いわゆるクロス・ファイリングの権限が認められています。

これも既に述べたところですが、具体的には、外国管財人は、外国倒産手続に参加している債権者を包括的に代表して、日本で行われている倒産手続に参加することができます。また、日本における管財人らは、日本国内の倒産手続で届出をしているけれども、外国倒産処理手続には参加していない債権者を包括的に代表して、外国の倒産手続に参加することができることとなります。

この相互の手続参加の規定によれば、外国管財人と日本国内の倒産手続における管財人らは、それぞれ相手国において、債権の届出、債権調査における異議の申述、債権者集会における議決権の行使、配当の受領等を代理して行うことができます。

ただ、この手続参加の規定で両手続の調和が図られるものの、その具体的な運用を巡っては、例えば、債権の届出を個別の債権者は独自に行うことができるのかとか、議決権の行使は誰の意思決定に基づいて行えばよいのかなど、悩ましい場面に遭遇することもありうると思いますが、実例が少なく、運用や解釈が定まっていないところではあります。

以上に加えて、第五に、日本国内の倒産手続開始後に債権者が外国で債権回収をした場合、その回収額について、日本国内の倒産手続における配当・弁済額との調整が行われます（破産 201IV）。これはホッチポットルールと呼ばれる調整で、クロス・ファイリングとともに重要な調整条項であるといえます。

具体的には、日本国内の倒産手続開始後に債権者が外国で債権回収をした場合、他の同順位の債権者が、その債権者がすでに受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、新たな配当を受けることができず、議決権の行使もできないという規定が置かれています。

この配当・弁済額の調整は、もともと日本で破産手続の開始決定がなされれば、その効力は外国にある資産にも及ぶと規定されている、いわゆる普及主義の考え方を基礎とする制度ですので、日本国内の破産開始決定がなされた「後」に回収された金額だけが調整の対象となります。例えば、日本の破産手続における、開始前の保全段階で債権者が外国で債権回収をしたとしても、その回収額は調整の対象外ということになりますので注意が必要です。

以上のように、日本の法令上、米国のチャプター 11 手続と日本の倒産手続とを調整する種々の規

定が置かれています。ただ、これらの規定が実際に活用されたというケースはほとんどありませんので、裁判所の運用や法令の解釈が定まっているとは言えません。企業活動が国際化している現状からすれば、今後、事例は増えていくものと思いますので、そうなれば、裁判所の運用状況なども改めてご報告できるのではと期待しています。

6 第三国の国民である C2 が、輸送契約を締結し、それによると当該契約と関係した紛争は貴国において仲裁を行うことで解決することになっている。この場合、C2 は仲裁を最初に行うべきか、それとも倒産手続に参加するために倒産裁判所における債権認否手続に参加すべきか。

設例は、仲裁合意をしていた当事者について倒産手続が開始された場合に、仲裁合意は依然として有効か、つまり、仲裁合意のある契約から生じた債権の存否や金額に関する争いを仲裁手続で解決すべきか、債権認否手続で解決すべきかという問題です。別の言い方をすれば、破産者が締結していた仲裁合意に管財人や裁判所は拘束されるのかという問題ともいえそうです。

この点に関し、日本には、仲裁法という法律がありますが、そこに倒産手続との関係について言及した規定は存在しません。また、破産法には、通常の訴訟については、中断と受継という手続が規定されていますが、破産手続の開始前に破産者が行った仲裁合意が、手続の開始によってどのような影響を受けるかという点に関する規定は置かれていません。

確かに、仲裁合意が無効となる規定がなく、仲裁の判断にも確定判決と同様の既判力（一旦判決が確定すれば、その後同一の事件が訴訟上問題となっても、当事者はこれに反する主張をなしえず、裁判所もそれに抵触する内容の裁判ができないという拘束力）が認められることからすれば、破産管財人も裁判所も仲裁合意に拘束され、債権者が破産債権の確定を仲裁手続によって行うために仲裁の申立をすれば、これに応じなければならないと解する余地もありそうです。

しかしながら、日本の破産法上、債権調査で異議があり確定しない破産債権については、破産債権の査定手続という簡易迅速な手続によって紛争を解決することが予定されています。そのことからすれば、仲裁手続によって時間と費用とを破産財団から支出しなければならないというのは、立法者の意思に反すると言わざるを得ないように思います。

いずれの考え方にも理由があり、日本で仲裁合意が倒産手続において問題となるケースが非常に少ないということからしましても、日本の裁判所がいずれの結論を採用するのかを予測することは大変難しいように思います。ただ、例えば外国仲裁の合意がある場合に、日本の債権確定手続をすべて外国で行わなければならないと破産財団への負担も相当なものとなってしまいますので、仲裁合意があっても管財人や裁判所はこれに拘束されず、日本の裁判所の査定手続で債権の確定をすべきであるという見解を支持したいと思います。

なお、仮に仲裁合意の効力が有効であるとしても、日本の仲裁法には、仲裁合意に基づく訴えの却下の申立は、本案で弁論をする前にしなければならないとの規定がありますので（仲裁法 14 条 1 項）、日本の倒産手続における査定の申立をするまで、または遅くとも異議訴訟の弁論の前までに、債権者が仲裁合意を主張しない場合には、裁判所は日本の倒産手続における債権確定手続を進めればよいということになります。

設例に戻りますと、仲裁合意の効力に関しては様々な見解がありますが、C2 が日本の倒産手続に参加するためには、やはり倒産裁判所における債権認否手続に参加すべきであろうと考える次第です。

以上